**○農林水産省告示第千百八十二号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百二十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 | くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 |
| 第一　くろまぐろ（小型魚） | 第一　くろまぐろ（小型魚） |
| 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） | 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） |
| 4,015.8トン | 4,016.0トン |
| 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） | 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） |
| 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 | 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 |
| （単位：トン） | （単位：トン） |

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 84.7 |
| 青森県 | 335.3 |
| 岩手県 | 106.8 |
| 宮城県 | 64.0 |
| 秋田県 | 51.1 |
| 山形県 | 8.8 |
| 福島県 | 30.0 |
| 茨城県 | 43.3 |
| 千葉県 | 98.7 |
| 東京都 | 10.9 |
| 神奈川県 | 56.7 |
| 新潟県 | 119.2 |
| 富山県 | 123.9 |
| 石川県 | 111.9 |
| 福井県 | 54.8 |
| 静岡県 | 52.8 |
| 愛知県 | 1.0 |

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 84.7 |
| 青森県 | 335.3 |
| 岩手県 | 106.8 |
| 宮城県 | 64.0 |
| 秋田県 | 51.1 |
| 山形県 | 8.8 |
| 福島県 | 30.0 |
| 茨城県 | 43.3 |
| 千葉県 | 98.7 |
| 東京都 | 10.9 |
| 神奈川県 | 56.7 |
| 新潟県 | 119.4 |
| 富山県 | 123.9 |
| 石川県 | 111.9 |
| 福井県 | 54.8 |
| 静岡県 | 52.8 |
| 愛知県 | 1.0 |